

労働安全衛生規則等の省令が改正されました。

有機溶剤中毒予防規則

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令82号)
改正法令の追加項目である疾病・症状・使用すべき保護具等の掲示が義務付けられました。

有機溶剤等使用の注意事項

有機溶剤中毒予防規則第24条に定める掲示

1. 有機溶剤により生ずるおそれのある疾病の種類及びその症状

疾病の種類
症状

2. 有機溶剤等の取扱い上の注意事項

(1) 有機溶剤等を入れた容器で作業中、あるいは、必ずふたをすること。
(2) 当日の作業に直接必要のある量以外の有機溶剤等を作業場内へ持ち込まないこと。
(3) できるだけ風上です作業を行い、有機溶剤の蒸気の吸入をさけること。
(4) できるだけ有機溶剤等を皮膚にふれないようにすること。

3. 有機溶剤による中毒が発生したときの応急処置

(1) 中毒の症状がある者を直ちに適風のよい場所に移し、速やかに、衛生管理者その他の衛生管理を担当する者に連絡すること。
(2) 中毒の症状がある者を病院に搬送し、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温に努めること。
(3) 中毒の症状がある者が意識を失った場合は、消防機関への通報を行うこと。
(4) 中毒の症状がある者の呼吸が止まった場合や正常でない場合は、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。

4. 次に掲げる場所にあつては、有効な呼吸用保護具を使用しなければならない

イ. 第十三条の二第一項の許可に係る作業場
(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)

ロ. 第十三条の三第一項の許可に係る作業場であつて、第二十八条第二項の測定の結果の評価が第二十八条の二第一項の第一管理区分でなかつた作業場及び第一管理区分を維持できないおそれがある作業場

ハ. 第十八条の二第一項の許可に係る作業場
(同項に規定する有機溶剤の濃度の測定を行うときに限る。)

ニ. 第二十八条の二第一項の規定による評価の結果、第三管理区分に区分された場所

ホ. 第二十八条の三の二第四項及び第五項の規定による措置を講ずべき場所

ヘ. 第三十二条第一項各号に掲げる業務を行う作業場

ト. 第三十三条第一項各号に掲げる業務を行う作業場
(有機溶剤中毒予防規則より)

使用すべき呼吸用保護具

有機ガス用防毒マスク 有機ガス用の防毒機能をもつ電動ファン付き呼吸用保護具

送気マスク 空気呼吸器(紫色時)



関連品

腕章

+
保護具着用管理責任者

847-601

+
化学物質管理者

847-602

共通

サイズ：85×400mm
材質：軟質ビニール

短冊型指名標識

管理責任者

813-31

化学物質

813-33

共通

サイズ：360×120×1.2mm厚
材質：エコユニボード

390-01 NEW 該当する作業や使用すべき保護具に
☑️チェックマークを入れてご使用ください。

サイズ：600×450mm
材質：エコユニボード(穴4スミ)

関連法令

令和6年
4月1日
施行

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令91号)

化学物質管理者の選任
(安衛則第12条の5関係)

保護具着用管理責任者の選任
(安衛則第12条の6関係)

化学物質
管理者の職務

1. ラベル表示及び安全データシート(BDS)交付に関すること
2. リスクアセスメントの実施に関すること
3. リスクアセスメント結果に基づく業務停止措置の内容及び実施に関すること
4. リスクアセスメント対象物を原因とする労働災害が発生した場合の対応
5. リスクアセスメントの結果等の記録の作成及び保存並びに労働者への周知に関すること
6. リスクアセスメントの結果に基づく業務停止措置が適切に実施されていることの確認、労働者のばく露状況、労働者の作業の記録、ばく露防止措置に関する労働者の意見聴取に関する記録の作成並びに労働者への周知に関すること
7. 労働者への周知、教育に関すること

化学物質
管理者氏名

808-34 NEW

サイズ：600×450mm
材質：エコユニボード(穴4スミ)

保護具着用
管理責任者の職務

1. 保護具の適正な選択に関すること
2. 労働者の保護具の適正な使用に関すること
3. 保護具の保守管理に関すること

保護具着用
管理責任者氏名

808-35 NEW

サイズ：600×450mm
材質：エコユニボード(穴4スミ)

選任が必要な事業場

リスクアセスメント対象物を製造、取扱い、または譲渡提供をする事業場(業種・規模要件なし)

- 個別の作業現場ではなく、工場、店社、営業所等事業場ごとに化学物質管理者を選任します。
- 一般消費者の生活の用に供される製品のみを取り扱う事業場は、対象外です。
- 化学物質管理者を選任したときは、当該化学物質管理者に対し、必要な権限を与えるとともに、当該化学物質管理者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない

選任が必要な事業場

リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場

保護具着用管理責任者を選任したときは、当該保護具着用管理責任者に対し、必要な権限を与えるとともに、当該保護具着用管理責任者の氏名を事業場の見やすい箇所に掲示すること等により関係労働者に周知させなければならない

<企画・製造> **UNIT ユニット株式会社** URL <https://www.unit-signs.co.jp>